

令和8年4月1日から

ごみ処理施設等に事業活動から出るごみ・せん定枝を
持ち込む際の**処理手数料**が**変わります**。

環境クリーンセンター・リサイクルプラザ

改定前

100 円 /10kg



改定後

200 円 /10kg

せん定枝リサイクルプラント

改定前

60 円 /10kg



改定後

120 円 /10kg

収集運搬業者等に処理委託している事業者の皆様へ

今回の手数料改定により、事業者の皆様がごみ（一般廃棄物）やせん定枝の処理を収集運搬業者等に委託する場合の料金に変更が生じることが予想されます。

料金の変更等については委託している業者にご確認いただき、ごみ・せん定枝の処理に係る適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いします。



事業者



収集運搬業者



処理施設

どうして処理手数料を改定するのですか？

近年、物価の上昇とともにごみ・せん定枝の処理原価（処理にかかる費用）が上昇しており、ごみ処理施設等の利用者が支払う処理手数料との間に隔たりが生じています。そのため、処理手数料を処理原価に近づけることで、利用者負担の適正化を図ります。

事業系ごみの適正な処理にご協力ください

事業活動に伴って発生したごみ（事業系ごみ）は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。事業者の責任において自ら、又は許可を受けた業者へ委託して適正に処理をする必要があります。

産業廃棄物

法令により定められている20品目

廃プラスチック類



プラスチック製
容器包装、発泡
スチロール、
ペットボトル、
合成繊維くず等

金属くず



ガラスくず、陶磁器くず コンクリートくず



その他



燃え殻、汚泥、
廃油、廃酸、廃
アルカリ、ゴム
くず、鋳さい、
かれき類、ばい
じん等

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

※業種により産業廃棄物となる場合があります。

紙くず



※再資源化可
能な紙類は
リサイクル
へ

木くず



繊維くず



※天然繊維
のみ

動植物性残さ



産業廃棄物は持ち込めません！

市の処理施設に持ち込めるのは一般廃棄物のみです。産業廃棄物と一般廃棄物は必ず分別して、適正に処理してください。

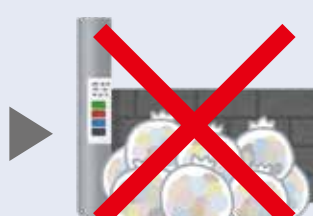
<環境クリーンセンター搬入不適物の例>



プラスチック製容器包装



発砲スチロール



ごみステーションには出せません！

ごみステーションに出せるのは「家庭から出たごみ」のみです。事業系ごみを出すことは不法投棄にあたりますので、絶対に出さないでください。



エコらんど（赤松町）では、事業系一般廃棄物のうち古紙に限り無料で回収しています。紙資源のリサイクルにご協力ください。

<回収品目>

ダンボール、新聞紙・折込チラシ、雑誌・本、雑がみ、牛乳パック、シュレッダー処理紙（透明・半透明の袋に入れて出す）

ごみ処理手数料
の改定について



事業系ごみの
分け方・出し方
早わかりブック

